

審 査 基 準

平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 7 8 条第 5 項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道にあつては、高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め： ○ 道路交通法施行規則第 1 2 条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：3 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：許可を受けた警察署交通課（高速道路交通警察隊）
問 い 合 せ 先：許可を受けた警察署交通課（高速道路交通警察隊）又は 警察本部交通部交通規制課駐車対策係（電話 0776-22-2880 内線 5168）
備 考：